

請願第2号

「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について

別紙のとおり

令和3年6月8日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎

2021年6月4日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷 次郎 様

高等学校歴史教科書採択について（請願）

かながわ歴史教育を考える市民の会  
事務局長 高梨 晃嘉

連絡先

## 1. 請願事項

高等学校の教科書採択は、4月27日の貴教育委員会臨時会において決定した方針（※）に則り、各校における調査・研究に基づく選定を尊重して行われるべきであり、各校に特定の教科書の排除を示唆する「指導」「助言」を行わないこと。

※「神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針」

- 1 各高等学校等の学校教育目標及び各教科の目標に基づいて、十分に教科用 図書の調査 研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択する。
- 2 文部科学大臣が作成する高等学校用教科書目録（令和4年度使用）のうちから採択する。
- 3 採択に当たっては、公正の確保に留意する。

## 2. 請願理由

本年4月27日、日本維新の会馬場信幸衆議院議員の「質問主意書」に対して『「従軍慰安婦」等の表現に関する」答弁書、及び『「強制連行」「強制労働」という表現に関する」答弁書が閣議決定の上、発出された。

これを受けて5月7日付けで「教育を良くする神奈川県民の会」から神奈川県教育委員会宛てに「高等学校歴史教科書採択について」として、答弁書で不適切とされた語句を用いた歴史教科書を採択しないように求める請願が提出された。

そもそも政府の「答弁書」は、政府（官庁）用語として「慰安婦」とすることも決めたものであり（岡田直樹内閣官房副長官）、「政府（官庁）用語=教科書記述」ではない。また教科書検定基準としての「政府見解条項」にある「基づいて」は、「必ずその通りにすることを義務付けているものではない」（「法律用語辞典」）ことは、26日の衆議院文教委員会での委員の質問に文科省審議官が同様に解釈すべきものと答弁している。

とくに「政府見解条項」について文科省側は、検定審議会（2013年11月22日、12月20日）で「政府の統一的な見解と異なる見解を排除するという趣旨ではございませ

るので、政府と異なる見解を記す場合には、政府の見解はこうであるということに触れていただく」ということだと答弁している。

今回の政府の答弁書は、2つとも歴史研究の成果や裁判での判例に記載されてきた語句やこれまでの政府側答弁などを無視するもので、これを政府見解として、教科書の記述に反映させることについては既に、多くの異論が寄せられている。

「従軍慰安婦」に関わる答弁書では、河野談話を継承するとしながら、「大手新聞社の吉田証言の訂正記事」を根拠に、軍隊に関わる強制性がすべて否定されるという強引な論理展開で「慰安婦」だけが適切な語句であるという結論を導いているが、最高裁判例に「軍隊慰安婦」の語句があることも国会質疑で再確認されたところである。また「強制連行」「連行」「強制労働」についても、過去の国会審議でも使用することの妥当性が政府答弁として述べられており（1997年3月12日参議院予算委員会）、また最高裁判例にも使用されているとの指摘が相次いでいる。つまり答弁書の歴史的な語句の理解の妥当性そのものが問題とされている。

従って、答弁書に掲載されていることを根拠に「採択しない」という行為を求める「教育を良くする県民の会」請願は、根拠の妥当性を欠いているものとする。

また日本維新の会は国会で、この答弁書を根拠に、教科書検定基準にある「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」に照らして、今年度の検定での適用、さらには3月末に検定合格して見本本が採択現場に送付されている教科書まで「訂正」を求めている。これだけ問題が指摘されている答弁書であり、今年度進行中の検定作業に適用することも適切ではないと考える。ましてや検定済み、見本本送付済み「歴史総合」教科書について、発行の出版社に訂正申請を迫ることは、政治介入と言わざるを得ない。

従って貴教育委員会が、これらの答弁書や答弁書を根拠にした請願の趣旨に基づき、特定の教科書を排除することはあってはならないことである。

高等学校教科書の採択にあたっては、従来通り既定の教科書採択方針に則り公正におこなうこと、また、教科指導の専門家、生徒の実態をよく知る現場の教員たちの調査・研究に基づく選定を妨げるような、いかなる「指導」や「助言」も発出しないよう求めるものである。

※ 口頭陳述を希望します。

